

議案第38号

さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例

さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 一般職員（イに掲げる職員を除く。） <u>5</u> <u>380人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ 市立病院の職員 <u>781人</u></p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>1, 2</u> <u>97人</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) 水道事業管理者の事務部局の職員 <u>376人</u></p> <p>2 任命権者は、前項各号に掲げる職員のうちで休職を命ぜられた職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（第292条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、他の地方公共団体に派遣し、若しくは他の地方公共団体から派遣されている職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員、<u>公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例</u>（平成13年さいたま市条例第303号）第2条の規定に基づき、団体に派遣さ</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 一般職員（イに掲げる職員を除く。） <u>5</u> <u>306人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ 市立病院の職員 <u>725人</u></p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>1, 3</u> <u>17人</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) 水道事業管理者の事務部局の職員 <u>396人</u></p> <p>2 任命権者は、前項各号に掲げる職員のうちで休職を命ぜられた職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（第292条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、他の地方公共団体に派遣し、若しくは他の地方公共団体から派遣されている職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員又は公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条の規定に基づき、団体に派遣</p>

れている職員又はさいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第 号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員がある場合においては、当該職員を定数外の職員とすることができる。

されている職員がある場合においては、当該職員を定数外の職員とすることができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。